

# 大分県報

平成二十九年  
第二八六三号  
三月十四日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更認可申請……………二
- 大規模小売店舗に係る公示……………七
- 平成二十九年二月に収去した飼料の試験結果の概要……………八
- 土地改良法による換地処分（七件）……………八
- 地籍調査の成果の認証……………九
- 道路区域の変更……………九
- 道路の供用開始（二件）……………一〇
- 平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………一〇
- 雑報……………一一
- 公営住宅等の管理代行……………一一

### ○告示

#### 大分県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十九年三月十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

平成二十九年三月十四日

大分県報（告示）

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
北崎医院	医療法人北崎医院	別府市青山町七―六五	平二八・一一・一
安倍内科医院	医療法人安倍内科医院	別府市大字鶴見九三六―一	〃
内田病院	医療法人博慈会	別府市末広町三一―一	平二八・一二・一
松井小児科医院	医療法人松井小児科医院	別府市大畑一組二	平二八・一〇・一
別府市医師会地域保健センター	一般社団法人別府市医師会	別府市西野口町一五―三三	平二八・一二・一
医療法人財団親幸会 浜脇クリニク	医療法人財団親幸会	別府市浜脇一丁目二―五	平二八・一〇・一
医療法人財団親幸会 浜脇記念病院	医療法人財団親幸会	別府市浜脇一丁目六―二一	平二八・九・一
別府口腔保健センター	一般社団法人別府市歯科医師会	別府市西野口町一五―三三	平二八・一二・一
藤島調剤薬局	藤島 憲一	別府市石垣東四丁目五―二	平二七・七・一
訪問看護ステーションほのほの	株式会社びー・まい・ふれんど	別府市山の手町九―三九 別府山の手ライフガーデン内	平二八・九・一
訪問看護ステーションデューン別府	株式会社N・フィールド	別府市北浜二丁目一〇―一九 グランメール一階	平二八・一〇・一
向心会 大貞病院	医療法人向心会 大貞病院	中津市大字中原八番地	平二八・一一・一
株式会社喜久屋薬局 田島店	株式会社喜久屋薬局	日田市田島二丁目四―六	〃
岡本医院	医療法人応驗堂	佐伯市蒲江大字蒲江浦二―五三	平二八・一二・一
女島調剤薬局	株式会社下川薬局	佐伯市大字女島六八七三―一	平二八・一一・一

恵の聖母の家	社会福祉法人聖母の騎士会	臼杵市野津町大字都原字下丸尾三六〇一―二	〃
有限会社遠藤薬局	有限会社遠藤薬局	臼杵市大字江無田二五六―三	平二七・七・一
佐藤医院	医療法人恵慈会	杵築市山香町大字内河野字三反田二七六一―一	平二八・一二・一
佐藤第二病院	医療法人仁和会	宇佐市大字中原三四七番地	平二八・一〇・一
小野内科病院	医療法人弘陽会	宇佐市大字南敷田七〇五―一	〃
安心院中央医院	医療法人葵会	宇佐市安心院町下毛二一〇九―五	〃
福島病院	医療法人新生会	豊後大野市三重町市場二三一	平二八・一一・一
有限会社首藤薬局緒方店	有限会社首藤薬局	豊後大野市緒方町下自在一五六―七	平二八・一〇・一
みどり調剤薬局	株式会社博愛中井調剤薬局	豊後大野市三重町大字市場字高市二〇七―一	〃
永井薬局	永井和枝	由布市湯布院町川上三七三七	平二八・六・二四
有限会社モリミツ薬局	有限会社モリミツ薬局	国東市国東町田深八四二―一	平二八・一一・一
みしま薬局	株式会社淡水	玖珠郡玖珠町大字森九八七―三	平二八・一〇・一

大分県告示第百六十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

一 申請の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

	<p>1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名 佐伯市中村南町一番一号 佐伯市長 西 嶋 泰 義</p> <p>2 特定事業場の所在地及び名称 佐伯市大字長谷二千七百八十六番地 佐伯市総合運動公園</p> <p>3 特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三イ ちゆう房施設、ロ 洗濯施設及びハ 入浴施設</p> <p>4 変更しようとする事項の内容 汚水等の処理の方法及び排出水の汚染状態の値並びに排出水の量</p> <p>5 汚水等の処理の方法に関する事項</p>
--	---

汚水等の汚染状態	項目	単位	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処方式	種類	(-) 既設分
			mg/ℓ	mg/ℓ												
水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量	処理前	通常	五・八〇八・六	一四〇	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦一四・五m×横一〇・〇m×高さ五・五m	鉄筋コンクリート造	一七五m <sup>3</sup> /日	接触ばっ気方式	合併処理浄化槽	
			五・八〇八・六	一四〇												
	処理後	最大の値	五・八〇八・六	一七五												
			五・八〇八・六	一七五												
二五〇	二六〇	二五	二〇	二〇〇	三五〇	三五	三〇									

平成二十九年三月十四日

大分県報(告示)

汚水等の一日当たりの量	単位	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	区分	の値			
														大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質量
m <sup>3</sup> /日														個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l
一八	処理前	通常 の値	土日、祝日及び春、夏休み時期において稼働率があがる。	連続	既設	既設	既設	縦六・三m×横二・五m×高さ二・八一m	FRP製	一八m <sup>3</sup> /日	嫌気ろ床担体流動循環ろ過方式	合併処理浄化槽	変更前	一〇、〇〇〇	五	三〇	三二五
一八	処理後													三、〇〇〇	三	二〇	二五
一八	処理前	最大 の値	同上	同上	平二九・三・二〇	平二九・三・二五	許可日以後	同上	同上	同上	同上	同上	変更後	一〇、〇〇〇	一〇	五〇	四〇〇
一八	処理後													三、〇〇〇	五	三〇	三五
一八	処理前	通常 の値	同上	同上	平二九・三・二〇	平二九・三・二五	許可日以後	同上	同上	同上	同上	同上	変更後	一〇、〇〇〇	一〇	五〇	四〇〇
一八	処理後													三、〇〇〇	五	三〇	三五
一八	処理前	最大 の値	同上	同上	平二九・三・二〇	平二九・三・二五	許可日以後	同上	同上	同上	同上	同上	変更後	一〇、〇〇〇	一〇	五〇	四〇〇
一八	処理後													三、〇〇〇	五	三〇	三五

汚水	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排水量		排水口名	区分	6 排水の量及び汚染状態の値	その他参考となるべき事項	状態の値の汚水の汚染等								
				単位	単位					大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位
	mg/l			m <sup>3</sup> /日		No.1排水口	変更前	本工程の排水は前記述合併処理浄化槽に接続する。	排水経路を変更し、前述合併処理浄化槽を経由せずにNo.1排水口から放流	10,000	10	50	220	220	200	5.8~8.6	処理前	通常 の値
	20	5.8~8.6	通常 の値	140	通常 の値					3,000	5	20	10	25	15	5.8~8.6	処理後	
	30	5.8~8.6	最大 の値	175	最大 の値					10,000	10	50	220	220	200	5.8~8.6	処理前	最大 の値
	20	5.8~8.6	通常 の値	150	通常 の値					3,000	5	20	10	25	15	5.8~8.6	処理後	
	20	5.8~8.6	通常 の値	150	通常 の値	同上	変更後			10,000	10	50	220	220	5.8~8.6	処理前	最大 の値	
	29	5.8~8.6	最大 の値	193	最大 の値			3,000	5	20	10	25	15	5.8~8.6	処理後			

平成二十九年三月十四日

大分県報(告示)

平成二十九年三月十四日

大分県報(告示)

六

汚水の等汚染の状況の値								一日当たりの排出水量		排水口名	汚水の等汚染の状況の値					
大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m <sup>3</sup> /日		単位	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量
個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l						個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	
三、〇〇〇	三	二〇	二〇	二〇	一〇	五・八〇八・六	通常 の 値		七五		通常 の 値	三、〇〇〇	三	二〇	二五	二五
三、〇〇〇	五	三〇	三〇	三〇	二〇	五・八〇八・六	最 大 の 値		八九		最 大 の 値	三、〇〇〇	三	二〇	二四	二五
三、〇〇〇											三、〇〇〇	五	二九	三三	三四	

No.2排水口

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十九年三月十四日から同年四月四日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所

大分県告示第百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル大道店

大分市西大道一丁目五十九 外十一筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社トリアルカンパニー

代表取締役 永 田 久 男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社トリアルカンパニー

代表取締役 永 田 久 男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十一月十五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千八十四平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.一 建物敷地内平面部 百十七台

駐車場No.二 建物屋上部 九十九台

合計 二百十六台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北東側 八十一台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設No.一 建物南東側 百四十平方メートル

荷さばき施設No.二 建物南東側 五十平方メートル

合計 百九十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設No.一 建物内南東側 十七・六五立方メートル

廃棄物等保管施設No.二 建物内東側 三十一立方メートル

合計 四十八・六五立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 建物敷地南東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成二十九年二月二十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成二十九年三月十四日から同年七月十四日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年七月十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以

下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百六十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第十一条第三項の規定により、平成二十九年二月に検査し、収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成二十九年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

製造事業所等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所及 び法人番号	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 項 目	違反の 容 例
ジェイエエ北九州くみ あい飼料株式会社大分 工場 7290001007083 速見郡日出町大字川崎 字浜田5969番地の10	同左	くみあい配合飼 料ブライトレイ ヤー165VE	平成29年 2月	栄養成分等—粗た ん白質・粗脂肪・ 粗繊維・粗灰分	—
株式会社大分くりき 2320001008347 速見郡日出町川崎5969 の13	同左	NEW こだから	平成29年 2月	栄養成分等—粗た ん白質・粗脂肪・ 粗繊維・粗灰分	—

大分県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営農地集積加速化基盤整備事業朝日地区君迫工区の換地処分をした。

平成二十九年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営農地集積加速化基盤整備事業朝日地区二串工区の換地処分をした。

平成二十九年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業日田地区桐尾工区の換地処分をした。

平成二十九年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業日田地区古田工区の換地処分をした。

平成二十九年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業日田地区中村工区の換地処分をした。

平成二十九年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営農村振興総合整備事業臼杵地区立目・六反田工区の換地処分をした。

平成二十九年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営

中山間地域総合整備事業「ゆめ」タウンここのえ地区小釣畑工区の換地処分をした。  
平成二十九年三月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県告示第百七十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。  
平成二十九年三月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
中津市	平二六・六・二〇から平二八・三・二まで	中津市耶馬溪町大字川原口の一部の地籍図及び地籍簿	中津市耶馬溪町大字川原口の一部	平二九・三・二
杵築市	平二六・七・二四から平二八・三・一四まで	杵築市山香町大字日指の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市山香町大字日指の一部	平二九・三・二
杵築市	平二六・七・二四から平二八・三・一四まで	杵築市大字大内の一部地籍簿	杵築市大字大内の一部	平二九・三・二
宇佐市	平二七・六・一九から平二八・一一・二四まで	宇佐市大字赤尾の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市大字赤尾の一部	平二九・三・二
宇佐市	平二六・六・一二から平二八・一一・二九まで	宇佐市院内町定別の一部地籍簿及び地籍簿	宇佐市院内町定別の一部	平二九・三・二
宇佐市	平二七・六・一三から平二八・一一・一〇まで	宇佐市院内町月俣の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市院内町月俣の一部	平二九・三・二

大分県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の

平成二十九年三月十四日

区域を変更する。  
その関係図面は、平成二十九年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一二号	中津市大字伊藤田字穂屋一三六二番から中津市大字伊藤田字倉迫三九六〇番二まで	前	九七・〇メートル	一、一四二・〇メートル
		後	八四・〇メートル	
中津市耶馬溪町大字大野字堀田二七二四番地先から中津市耶馬溪町大字大野字溝ノ下二七九五番五地先まで	中津市耶馬溪町大字大野字堀田二七二四番地先から中津市耶馬溪町大字大野字溝ノ下二七九五番五地先まで	前	一四・五メートル	三〇一・〇
		後	二四・〇メートル	
中津市耶馬溪町大字大野字堀田二七二四番地先から中津市耶馬溪町大字大野字溝ノ下二七九五番五地先まで	中津市耶馬溪町大字大野字堀田二七二四番地先から中津市耶馬溪町大字大野字溝ノ下二七九五番五地先まで	前	八・〇メートル	四〇・〇
		後	四・五メートル	
日田市大字鶴河内字北向五六九番四地先から日田市大字鶴河内字北向五七〇番四地先まで	日田市大字鶴河内字北向五六九番四地先から日田市大字鶴河内字北向五七〇番四地先まで	前	一一・二メートル	四〇・〇
		後	四・六メートル	
日田市大字鶴河内字小鹿田七二六番二地先から日田市大字鶴河内字飯屋九〇七番二地先まで	日田市大字鶴河内字小鹿田七二六番二地先から日田市大字鶴河内字飯屋九〇七番二地先まで	前	一〇・〇メートル	一八五・〇
		後	三・七メートル	
日田市大字鶴河内字小鹿田七二六番二から日田市大字鶴河内字飯屋九〇七番二まで	日田市大字鶴河内字小鹿田七二六番二から日田市大字鶴河内字飯屋九〇七番二まで	前	三〇・六メートル	一九〇・〇
		後	五・一メートル	

大分県報（告示）

県道上野田 黒瀨線	日田市上津江町上野田字立平三五 三番六地先から 日田市上津江町上野田字牛辰木三 六一番四地先まで	前	八・八 ） 三・七	一二五・〇
	日田市前津江町大野字蛇三四九六 番八地先内	後	一三・六 ） 七・三	一二五・〇

県道西大山 大野日田線	日田市前津江町大野字蛇三四九六 番八地内	後	二五・二 ） 七・〇	一一三・二
	日田市前津江町大野字蛇三四九九 番三から 日田市前津江町大野字蛇三五〇一 番二まで	前	二四・五 ） 四・六	一三〇・〇
	日田市前津江町大野字蛇三四九九 番三から 日田市前津江町大野字蛇三五〇一 番四まで	後	三六・二 ） 七・六	一三〇・〇

大分県告示第七十八号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十九年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十四日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二三号	国東市国東町北江字宮田四〇一五番六から 国東市国東町北江字福井三〇九二番五まで	平二九・三・一四

大分県知事 広瀬 貞

大分県告示第七十九号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十九年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十四日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道豊前耶馬溪線	中津市耶馬溪町大字大野字堀田二七二四番地 先から 中津市耶馬溪町大字大野字溝ノ下二七九五番 五まで	平二九・三・一四
県道宝珠山日田線	日田市大字鶴河内字北向五六九番四から 日田市大字鶴河内字北向五七〇番四まで	平二九・三・一四
県道上野田黒瀨線	日田市大字鶴河内字小鹿田七二六番二から 日田市大字鶴河内字飯屋九〇七番二まで 日田市上津江町上野田字立平三五三番六地先 から 日田市上津江町上野田字牛辰木三六一番四地 先まで	平二九・三・一四
県道西大山大野日田線	日田市前津江町大野字蛇三四九六番八地内 日田市前津江町大野字蛇三四九九番三から 日田市前津江町大野字蛇三五〇一番四まで	平二九・三・一四

○公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、次のとおり平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。  
平成二十九年三月十四日

試験の期日及び時間

大分県知事 広瀬 貞

<p>1 学科の試験</p> <p>二級建築士試験 平成二十九年七月二日(日)</p> <p>木造建築士試験 平成二十九年七月二十三日(日)</p> <p>午前十時から午後五時十分まで</p> <p>2 設計製図の試験</p> <p>二級建築士試験 平成二十九年九月十日(日)</p> <p>木造建築士試験 平成二十九年十月八日(日)</p> <p>午前十一時から午後四時まで</p> <p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士試験</p> <p>学科の試験 大分商工会議所 大ホール 大分市長浜町二一五―一九</p> <p>設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一</p> <p>木造建築士試験</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一</p> <p>設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一</p> <p>三 受験申込手続</p> <p>1 郵送による受験申込み</p> <p>(一) 受験申込受付期間</p> <p>平成二十九年四月三日(月) から同月十七日(月) まで</p> <p>(二) 受験申込方法及び郵送</p> <p>次の宛先(締切日の消印があるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送すること。</p> <p>〒一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三一六 紀尾井町パークビル</p> <p>公益財団法人建築技術教育普及センター 本部</p> <p>2 インターネットによる受験申込み</p> <p>平成十六年以降に二級・木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。</p> <p>(一) 受験申込受付期間及び受付時間</p> <p>平成二十九年四月十日(月) から同月十七日(月) まで</p> <p>受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで</p> <p>(二) 受験申込方法</p> <p>公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要事項を入力</p>	<p>3 受付場所における受験申込み</p> <p>(一) 受験申込受付期間及び受付時間</p> <p>平成二十九年四月二十日(木) から同月二十四日(月) まで</p> <p>午前十時から午後五時まで</p> <p>(二) 受験申込受付場所</p> <p>大分市城崎町一丁目三番三十一号 富士火災大分ビル三階</p> <p>公益財団法人大分県建築士会</p> <p>(三) 受験申込方法</p> <p>受験申込書は、「(二) 受験申込受付場所」に直接提出すること。</p> <p>四 合格者の発表</p> <p>平成二十九年十二月七日(木) 頃</p> <p>なお、学科の試験については、二級建築士試験は、平成二十九年八月二十二日(火) 頃、木造建築士試験は、同年九月五日(火) 頃に発表する。</p> <p>五 その他</p> <p>1 設計製図の試験の課題は、平成二十九年六月七日(水) 頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び公益財団法人大分県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。</p> <p>2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。</p>	<p>し申し込むこと。</p>
<p>大分県住宅供給公社理事長直野清光から、県営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。</p> <p>平成二十九年三月十四日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第一項の規定により、次のとおり県営住宅(準特定優良賃貸住宅を除く。以下同じ。)及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p>平成二十九年三月十四日</p> <p>大分県住宅供給公社理事長 直 野 清 光</p>	<p>○ 雑 報</p>	<p>大分県報(公告・雑報)</p>

一 大分県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
大分県住宅供給公社

二 大分県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十七号）別表  
第一に規定する県営住宅及び共同施設

三 大分県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

1 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第四条	入居者公募の方法に関する事務
第五条	公募の例外に関する事務
第八条第二項及び第三項	入居の申込み及び決定に関する事務
第九条	入居者の選考に関する事務
第十条	入居補欠者に関する事務
第十一条第一項から第五項まで	住宅入居の手續に関する事務
第十二条	同居の承認に関する事務
第十三条	同居の承継に関する事務
第二十七条	住宅の用途変更の制限に関する事務
第二十八条第一項及び第二項	住宅の増築等の制限に関する事務
第三十二条第一項及び第四項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第三十四条	住宅のあっせん等に関する事務
第三十五条第一項	期間通算に関する事務
第三十六条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第四十一条第一項	県営住宅の検査に関する事務
第四十二条第一項、第五項及び第六項	県営住宅の明渡請求に関する事務
第六十二条第二項から第四項まで	使用の申込み及び決定に関する事務
第六十四条第一項	駐車場の明渡請求に関する事務
第六十六条第三項	県営住宅監理員及び県営住宅管理人に関する事務

2 家賃及び駐車場使用料の収納に関する事務

3 県営住宅等の維持管理及び修繕に関する事務

四 大分県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで